

○早出遅出勤務

・概要

- (1) 早出遅出勤務とは、育児又は介護を行う職員が本人の請求により、公務に支障がある場合を除き、1日の勤務時間の長さを変えずに始業及び終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げて、別に定めた勤務時間の割振りによって勤務をすることができるものである。
なお、校長は職員に対して、始業・就業時刻及び休憩時間をあらかじめ定めて周知しなければならない。
- (2) 対象職員
 - ① 育児を行う職員
 - ア 小学校就学の始期に達するまで（満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の子のある職員
 - イ 小学校に就学している子が以下を利用しているため、当該事業を行う施設に当該子を送迎する必要がある職員
 - (ア) 児童福祉法第6条の2第4項に規定する放課後等デイサービスに係る事業
 - (イ) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業
 - (ウ) 児童福祉法施行規則第19条第3号に規定する事業のうち相互援助活動に係るもの
 - (エ) 障害者自立支援法第77条第1項に規定する地域生活支援事業のうち日中一時支援事業
 - (オ) 文部科学省の補助事業である学校家庭及び地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習その他の活動に係る事業
 - ② 介護を行う職員
 - 次に掲げる職員で、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員（当該職員以外に要介護者を介護できる者がいる場合も請求できる。）
 - ア 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母、子、配偶者の父母、父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子
 - イ 職員と生計を一にする次に掲げる者
 - (ア) アを除く三親等内の親族
 - (イ) 配偶者の父母の配偶者
- (3) 始業・就業時刻及び休憩時間の設定
「早出遅出勤務」の当該始業及び就業の時刻はそれぞれ午前7時00分以後及び午後8時00分以前に設定するものであるが、県立学校に勤務する職員にあつては、午前7時30分以後及び午後6時15分以前に設定するものと規定されている（定時制の課程（夜間）を除く。）ことから、市町村立学校に勤務する県費負担教職員にも準じた取扱いが適用される。
また、休憩時間は、原則として正規の勤務時間と同じ時間帯に設定する。

・関係法令等

- (1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例 第8条の4
- (2) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則 第7条の4
- (3) 福島県教育庁等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程 第10条
- (4) 福島県教育庁等に勤務する職員の勤務時間等に関する取扱要領 第2-11

・事務処理

時 期	処 理 内 容
請 求	職員は、あらかじめ「早出遅出勤務請求書」を校長に提出する
通 知	校長は公務の正常な運営に支障があるかどうかについて、速やかに職員に通知する
変 更	職員は、既に行っている早出遅出勤務の内容を変更する場合には、「早出遅出勤務変更願」を提出する
変更通知	校長は公務の正常な運営に支障があるかどうかについて、速やかに職員に通知する
途中終了	職員は、早出遅出勤務を終了しようとするときは、速やかに「早出遅出勤務終了届」を校長に提出する 下記、留意事項(5)の場合には「育児又は介護の状況変更届」を校長に提出する
保 管	関係綴りに保管する

・留意事項

- (1) 校長は、始業・終業時刻の設定に当たっては、公務遂行に支障が生じない範囲内で、当該職員が早出遅出勤務を有効に活用できるよう、育児又は介護の事情、地域の通勤事情等を十分に考慮しなければならない。
- (2) 請求は、子が出生する前においてもできるものであり、できるだけ長い期間について一括して行うことが望ましい。
- (3) 校長は、請求があった場合においては、公務の正常な運営に支障があるかどうかについて、速やかに通知しなければならないが、当該通知後に新たに公務の正常な運営に支障が生じる日があることが明らかになったときは、当該日の前日までに、その旨を通知しなければならない。
- (4) 校長は請求並びに届出に関する事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。
- (5) 職員は、育児又は介護の状況に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出なければならない。
 - ① 養育の状況の変更
 - ア 当該請求に係る子が死亡した場合
 - イ 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消により職員の子でなくなった場合
 - ウ 職員が当該請求に係る子と、当該請求期間を通じて同居しない状態が続くことが見込まれることとなった場合
 - エ 職員の配偶者で当該請求にかかる子の親が深夜において常態として当該子を養育できることとなった場合（深夜勤務の制限の場合）
 - ② 介護の状況の変更
 - ア 当該請求に係る要介護者が死亡した場合
 - イ 当該請求に係る要介護者が、離婚、婚姻の解消、離縁等により親族でなくなった場合、当該請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合についても同様に取り扱う。

以 下 余 白